

令和6年度 第1回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時：令和6年11月18日（月）18時30分～

場所：豊島区役所8階 教育委員会室

【次第】

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 事務局紹介
- 4 教育長挨拶
- 5 委員長選出
- 6 議 事
 - (1) 教育に関する事務の点検・評価の実施について
 - (2) 令和5年度評価実施事業 取り組み状況報告
 - (3) 評価対象事業のヒアリング及び質疑応答
「子どもスキップの運営」
- 7 閉 会

【資 料】

- 1 教育に関する事務の点検・評価の実施について・・・・・・ 資料1
 - ・令和5年度教育に関する事務の点検 事業分析シート（様式）・ 資料1（別紙1）
 - ・令和5年度教育に関する事務の点検 評価票（様式）・・・・ 資料1（別紙2）
- 2 令和5年度評価実施事業 取り組み状況報告書・・・・・・ 資料2
- 3 令和5年度教育に関する事務の点検 事業分析シート
「子どもスキップの運営」・・・・・・ 資料3
 - ・令和5年度 子ども会議（利用者会議）開催実績・・・・・・ 資料3（別紙1）
 - ・施設別学童クラブ利用登録者数等の推移・・・・・・ 資料3（別紙2）
- 4 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱・・・・・・ 参考資料1
- 5 教育に関する事務の点検・評価実施要綱・・・・・・ 参考資料2

教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 根拠

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について毎年度点検及び評価する。

豊島区教育委員会が評価対象として指定した事務事業の執行と施策に関連する学校の取り組みの状況とを合わせて、施策の推進に有効に機能しているか点検・評価する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 委員会の設置目的

点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

3 評価方法及び評価の視点

豊島区教育委員会が指定する事業の効率性・有効性を点検・評価する。評価の視点は、以下のとおりとする。

- ① 施策を構成する各事業が効率的に執行されているか。
 - ・適正な経費で、最大の効果を挙げることができたか
 - ・効率的な手法・手段となっていたか
 - ・計画に即して円滑に事業を執行できたか
- ② 事業構成は施策の目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。
 - ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
 - ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか
 - ・対象とする範囲は適正であったか
- ③ 事業内容は施策に対し、有効に働いているか。
 - ・目標とする効果・成果をあげることができたか
 - ・児童生徒の教育上、真に有効な取り組みであったか
 - ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取り組みであったか

また、効率性・有効性の評価は以下の3段階とする。

(効率性の評価)

- A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない
- B 適正・・・実施手法は概ね適切である
- C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

- A 高い・・・区民・教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている
- B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている
- C 低い・・・区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

4 評価票及び評価の指標

評価にあたっては、別紙1「事業分析シート」を用いる。各事業の指標は、施策の目的に向けた進捗度や達成度を図り得るものを選定する。

5 令和6年度の委員会開催日程について

○ 委員会日程

	日 時	内 容
第1回	令和6年11月18日(月) 18:30～20:30	・昨年度点検・評価対象事業の評価後の取組み状況報告 ・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ①「子どもスキップの運営」
第2回	令和6年12月11日(水) 18:00～20:00 ※教育委員会室を予定	・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ②「不登校対策の強化」 ③「いじめ防止対策の推進」
第3回	令和6年12月19日(木) 15:00～17:00 ※池袋小学校を予定	・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ④「学校施設環境改善交付金対象事業」 ⑤「移動教室の充実」 ※施設見学を実施する予定です。
第4回	令和7年1月28日(火) 18:00～20:00 ※教育委員会室を予定	・点検・評価報告書確認、今年度のまとめ

6 評価の流れ

- (1) 第1回～第3回で、評価対象事業(5事業)にかかる質疑・審議を行う

ただし、第3回までに審議を終えることが出来なかった場合には、別途審議予備日に審議する事を可とする。

- (2) 第1回～第3回の会議終了後、各委員に個々の事業についての評価を評価票(別紙2)に記載し事務局あて提出頂く(1月10日(金)〆切)。

- (3) 提出頂いた評価票を、事務局にて各委員に共有し、対象事業についての評価報告書(案)を作成いただく。

※ 評価確定のため、各委員間の協議が必要な場合は、別途評価にかかる協議の場を設定する。

- (5) 第4回委員会(1月28日(火)開催予定)にて、委員長より評価結果のご報告を頂くとともに、各委員からご意見・講評を頂く。

令和6年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

資料1
(別紙1)

事業名		担当課		
-----	--	-----	--	--

1. 事業概要及び現状

事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕									
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕									
事業の概要 〔事業の手法〕									
基礎データ 〔利用者等の情報〕									
豊島区教育ビジョン2019における位置付け									
根拠法令					事業開始年度				
取組状況	4年度に実施した具体的な取組内容								
	活動指標	指標		目指す方向性	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (計画)	5年度 (実績)
①									
②									
③									

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状										
達成状況	成果指標	指標		目指す方向性	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (計画)	5年度 (実績)	6年度 (計画)
		①								
		②								
		③								

2. 事業費の推移								
単位 (金額の項目:千円)		3年度	4年度	令和5年度		令和6年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R5決算比)	
事業費		A					0	
財源内訳	国、都支出金						0	
	使用料・手数料	B					0	
	地方債・その他						0	
	一般財源	C=A-B	0	0	—	0	0	

3. 成果と課題及び今後の方向性	
成 果	
課 題	
課題への対応策 及び今後の方向性	

【様式】評価票

	評価	判断理由
効率性		
有効性		

(効率性の評価)

- A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない
- B 適正・・・実施手法は概ね適切である
- C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

- A 高い・・・区民等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている
- B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている
- C 低い・・・区民等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

令和 5 年度評価実施事業 取り組み状況報告

内 容 令和 5 年度に実施した教育に関する事務の点検・評価における意見に対する現時点での取り組み状況について報告する。

- 1 S D G s の達成に向けた取り組み
- 2 文化財の保存と活用の推進
- 3 部活動の充実
- 4 学校施設環境改善交付金対象事業
- 5 幼稚園運営について

SDGsの達成に向けた取り組み	
意見	【効率性】 (1) 各校の取組について、具体的な 17 の目標との関連を明確にしていくことを望む。 (2) 本取組は、継続と充実、そして学校の特色化への位置付けの三つがキーワードとして浮かぶ。区全体としてのフェスティバルのような取組と学校独自な取組への支援の両方向の継続的な予算が必要と考える。 【有効性】 (3) 「自分ごと」としての意識を図るためには、教育活動全体を通して指導する必要がある。そのため、教育課程に位置付けることは重要である。 (4) 17 の取組について、否定的にみる方はいない。この意味で、成果指標の内容の検討を期待したい。
取組状況	【効率性】 (1) 全部の小中学校で子ども達が「自分ごと化」の意識を持てるよう、SDGsの 17 の目標のどの目標と関連づけられた事業なのかが分かるように実施するようにした。 (2) 現在、区で進めている学校と地域住民等が力を合わせ、学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みであるコミュニティ・スクールの中で、SDGs の達成に向けた取り組みを継続的に推進していく。 【有効性】 (3) 各学校は、SDGs の取組について教育課程に位置付け、教科指導等との関連付けを図り、取り組んでいる。また、SDGs の取組を通じて地域と様々な連携が生まれている。 (4) コミュニティ・スクールの実施報告を教育委員会に行うとともに、学校評価の中にもコミュニティ・スクールの成果を図ることができるように修正をした。

文化財の保存と活用の推進	
意見	【効率性】 (1) 児童・生徒を含む区民への文化財に対する啓発活動が課題にも挙げているが、学校 SDGs 推進との関連も含め工夫を期待したい。 (2) 学校での授業や教育活動と結びつけることについて、やや難しさを感じる。授業等において「文化財マップ」の活用が進んでいないことが課題として指摘されているが、「活用」を推進することに注力するよりも、児童・生徒の文化財への興味・理解を促進するためのツールとしての妥当性を再検討することのほうが重要ではないか。学芸員との連携は、大きな可能性があると思われ、積極的に検討する価値があるのではないか。 (3) 区内の貴重な文化財の普及啓発事業は、例えば町会長、商店会長への案内チラシ配布等、もう少し工夫を凝らしたPRを期待したい。 (4) 区内中学8校で、区学芸員による出前講座の開催と、「中学生向け文化財マップ」活用を提案したい。伝承しゆく機会になるかと考える。 【有効性】 (5) 達成状況を評価する上での成果指標の設定については、その指標が具体的にイメージできれば課題も明確になる。 (6) 文化財の普及啓発事業がマンネリ化しないよう、時代の流れをうまく活用した事業展開を開発していただきたい。
取組状況	【効率性】 (1) 児童・生徒に対する文化財等の普及啓発活動にあたっては、区の指定無形民俗文化財である「長崎獅子舞」保存団体や「雑司が谷すすきみみずく保存会」等による授業や部活動支援などを行い、文化財や区内に古くから伝わる伝統文化継承に向けた取り組みを行っている。今後も、文化財を通じて地域への愛着を深めることで、SDGs達成に資する取り組みを進めていく。 (2) 児童生徒の文化財への興味と理解を進めるための取り組みとして、国重要文化財である自由学園明日館において実施した企画事業「文化財の中で文化財を知る Vol4」のなかで、「中学生向け文化財マップ」に掲載した文化財を巡る散歩コースの紹介を行ったほか、区学芸員との連携による授業についても、今年度中に試行実施予定である。 (3) 今年度の文化財普及啓発事業の実施にあたっては、区内全小中学校へチラシを配布したほか、郷土資料館や区の文化施設等でのチラシ配布、instagram 等の区SNS、区広報番組での紹介など、児童生徒を含めた広範の方々に来場いただけるような工夫を行った。 (4) 上述のとおり、文化財を通じて地域への愛着を持ってもらうことをねらいとした、学芸員による地域学習の授業を試行実施予定である。試行後にあらためて課題整理を行い、次年度以降の展開にあたって検討を行っていく。 【有効性】 (5) 成果指標については、「文化財の活用が進んだ結果、何が得られるのか」という観点から、再度整理を行い、児童生徒の「地域への愛着」を測るための指標を新たな区の教育ビジョンと整合性を図って設定した。 今後は、この観点を意識して取り組みを進めていくこととする。 (6) 文化財の普及啓発事業として実施している出前授業や講座については、主催者の要望に応じて柔軟テーマを設定し対応している。また、上述の自由学園明日館における企画事業についても、毎年主要テーマを設定し、新たな視点から区内の文化財を紹介することで「マンネリ」とならないような工夫を行っている。

部活動の充実	
意見	【効率性】 (1) 豊島区中学校部活動ガイドラインについては、働き方改革や国や都の動向を踏まえ、学校と連携し、適宜に柔軟にガイドラインの改善を図っていく必要がある。 (2) 令和4年度は、令和5年度以降の本事業の展開のための事前準備段階であり、事業自体の効率性を判断するのは難しいが、少なくとも成果指標の立て方の妥当性は再検討する必要がある。 (3) 「としま土曜部活」の持続可能性を、しっかりと見極める必要性を感じる。 (4) 本事業は、「言うは易く行うは難し」と考える。重要な課題である教員の働き方改革の推進については、生徒の思いや保護者からの理解を得ること、さらに地域との連携の中で丁寧に進めていただきたい。地域連携の協議会に役職だけではなく地元地域を知っている人をメンバーに入れることが重要と考える。 【有効性】 (5) 事業目的を構造的にとらえ、評価指標については目的に沿って具体的に示すことが大切と考える。 (6) 部活動の在り方は、立場によって見解が大きく異なる。教員の働き方改革の推進に効果がある一方で、生徒指導上の利点や生徒にとっての学校での拠り所を失うことにつながるという見方もある。部活動地域連携推進協議会の検討事項ではあるが、生徒の声にもしっかりと耳を傾けて事業を展開する必要があると考える。 (7) 部活動の地域移行の利点を区民に適切に伝達することを期待する。
取組状況	【効率性】 (1) 豊島区中学校部活動ガイドラインの遵守を徹底するよう働きかけを行うとともに、地域移行を進めながら適宜に柔軟にガイドラインの内容を改定していきます。 (2) 部活動改革推進期間(R7 年度末まで)に試行的実施を検証しながら、区の方針性を定めその内容に則した成果指標を再検討します。 (3) としま地域クラブ（としま土曜部活）は、中学生の新たな活動の場として充実させる必要があります。内容、実施主体などの整理を行いながら、持続可能な地域クラブを実施していきます。 (4) 地域連携・地域移行については、当事者（生徒、教員、保護者）の理解のもと、その声を反映し推進していきます。R5年度は、教員アンケートを実施し、翌年学校別ヒアリングで実態把握をしています。また、区が実施する生徒のアンケート調査の意見も推進協議会で共有し、計画策定や地域クラブの実施に反映してきました。今後も、当事者だけでなく地域も含め、広く周知を図り、地域の皆様にもご協力を得て推進していきます。 【有効性】 (5) 今後は、地域連携・地域移行を踏まえた評価指標を定めます。 (6) 教員の負担軽減を図るとともに、生徒の意見を反映しながら部活動改革を推進していきます。 (7) 部活動の地域移行の必要性和将来の展望を、誰にでもわかりやすく説明できるようにいたします。

学校施設環境改善交付金対象事業

意見	【効率性】 (1) 今後も、学校の改修要望等を尊重し、教育施設の環境整備に取り組んでほしい。 (2) 豊島区では適切な防災対策が進められてはいるが、従来の想定外のことが起こることを前提に、改めて防災機能の再点検をお願いしたい。 【有効性】 (3) 補助金等の獲得には、課題があると思うが区民や児童のニーズを考え、今後も努力していただきたい。
取組状況	【効率性】 (1) 毎年、各小中学校・幼稚園を対象とした改修要望調査を行っており、現場からの要望を踏まえた予算要求及び改修・修繕を実施している。 (2) 校舎の点検、消防設備の点検、非常用発電の点検、非構造部材の点検など、専門事業者による点検を行い学校の安全性を定期的に確認しており、不具合などが発見された場合は、速やかな改善を図っていく。また、防災危機管理課と連携のうえ、救援センターとしての機能強化を目指していく。 【有効性】 (3) 補助金には基準単価や補助対象項目などの制限があるが、可能な限り多くの事業を交付申請することで、最大限補助金の交付を受けられるよう引き続き努力をしていく。

幼稚園運営について

意見	【効率性】 (1) 今後は、豊島区としてこれらの実態を踏まえ、早急に現方針の改善に取り組む必要性を感じる。幼保一元化か幼保連携の充実か等も含め議論を進めていくことが課題でもある。 (2) 「豊島区アプローチ・スタートカリキュラム」に見られるような幼小連携という2年保育のいわゆる出口管理に対しては積極的に施策が展開されているが、入口の部分の4歳児の教育について視点が弱いと感じる。2年保育の全体像が見えてこない。 (3) 幼保連携は、指導者側にとっては情報収集という面で重要なことであるが、2年保育において幼保連携が進むことでどのような効果が見込まれるのか、保護者・幼児の立場から検討されているだろうか、成果指標が関係諸機関との連携強化とされていることは妥当か、について議論を深める必要性を感じる。 【有効性】 (4) スタートカリキュラムの4歳児の内容についても幼稚園に提供する必要がある。 (5) 取組状況を評価できる具体的な成果指標を作成することも課題と言える。 (6) 保護者のニーズに適応できているのか、2年保育の意義が保護者に適切に伝わっているのかについて疑問である。 (7) 園児数が66名であり、今後、飛躍的に増加することが見込めないのであれば、抜本的な制度改革(園の統廃合を含め)による特色化が必要と感じる。 (8) 区立幼稚園のメリットは、自宅に近いこと、金銭的負担が少ないこと等がある。幼児教育の無償化に伴い、園児の減少が進む中、区民の保護者の「3年保育」「教育内容」「預り保育」というニーズに沿う事業に成長することを望む。
取組状況	【効率性】 (1)(2)(3) 今年度、豊島区における今後の幼児教育のあり方について、豊島区教育振興基本計画(豊島区教育ビジョン 2025)に定めるため、豊島区教育ビジョン検討委員会に幼児教育部会を設け、検討、審議を行った。その中では、幼児教育センター・幼児教育アドバイザーの設置、就学前教育共通プログラムの策定などが示された。今後、関係部署と連携し、具体的な検討を行っていく。 【有効性】 (4) 今後、幼稚園・保育園を対象とした合同研修等を実施し、幼児教育施設全体に共有をしていく。 (5) 学校評価や区民意識調査などに、成果指標として保幼小連絡会の開催数などを定めていきたい。 (6)(7)(8) 共働き世帯増加に伴う保育需要の増加と幼稚園需要の減少など保護者ニーズが変化するなか、幼児教育の無償化やこども誰でも通園制度(仮称)が創設されるなど、幼児教育を取り巻く環境や行政サービスは大きく変化している。 今年度、豊島区における今後の幼児教育のあり方について、豊島区教育振興基本計画(豊島区教育ビジョン 2025)に定めるため、豊島区教育ビジョン検討委員会に幼児教育部会を設け、検討、審議を行った。今後、「幼児教育の理念」で定めた教育内容や示された施策について、具現化できるよう関係部署と連携し、具体的な検討を行っていく。

令和6年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名		子どもスキップの運営			担当課	放課後対策課			
1. 事業概要及び現状									
事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕		①すべての子どもたちが、自主的な活動を通して子ども相互の関係を広げ、社会性を培い、豊かな放課後の時間をつくる。 ②学校・地域との連携を図り、安全で安心な放課後の遊び場を確保し、健やかに成長していくことを支援する。							
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕		・区内在住の全児童 ・子どもスキップを利用している児童の保護者							
事業の概要 〔事業の手法〕		・保護者の就労などの理由で放課後の時間帯に家庭が留守になる児童を預かる「学童クラブ」と、保護者と児童との間で帰りの時間を決めて自主的に利用する「一般利用」、地域の方が講師となり運営する、スポーツ、ダンス、工作等の各プログラムに参加出来る「放課後子ども教室」がある。 ・「学童クラブ」と「一般利用(含:放課後子ども教室)」の児童がお互いに交流の場として、安全・安心に配慮したうえで、子どもスキップスペースだけでなく、校庭・体育館などの学校施設を活用した遊びや体験の場を提供している。 ・各スキップでは利用児童による「子ども会議」を開催し、行事やルール決めなど、子どもスキップ運営に児童自らの意見を反映させている。 ・子どもスキップ運営協議会・地域子ども懇談会を開催し、子どもスキップ運営に地域や関連団体等の意向を反映させている。							
基礎データ 〔利用者等の情報〕		・区立小学校の敷地内又は隣接地で運営(22施設)。 ・令和5年度の開所日数は年間292日。 ・令和5年度の利用者数は589,811名。【一般利用(含:放課後子ども教室) 延131,244名、学童クラブ 延458,567名。】 ・学童クラブ利用料は4,000円/月、9時前利用は1,000円/年、延長利用は1,000円/月。減免制度あり。 一般利用は無料で利用可能。							
豊島区教育ビジョン2019における位置付け			基本方針7. 家庭と地域の教育力の向上			基本施策2. 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり			
根拠法令		児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法、新・放課後児童対策パッケージ			事業開始年度	平成16年4月			
取組状況	5年度に実施した具体的な取組内容	・令和2年度から令和4年度の子どもスキップ一般利用は、学年や人数、日にちを限定して実施してきたが、令和5年5月8日から全面再開した。 ・学童クラブ入退室管理システムについて、タッチ忘れや入退室時に混雑が生じるという課題を解消するため、タッチ式からハンズフリー式に改めた。 ・子どもスキップ高南については、高南小学校内の別棟建設に伴い、令和5年10月に別棟3階へ移転した。 子どもスキップ駒込については、児童数及び学級増により、施設が手狭となっていたことに対応するため、スキップ廊下部分の壁撤去工事を行い、スペースを確保した。							
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(計画)	5年度(実績)	6年度(計画)
		① 学童クラブ利用登録者数	→維持する	人	2,478	2,770	2,918	2,920	2,595
		② 子ども会議開催数	↗増加させる	回	44	105	44	139	145
	③								

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (計画)	5年度 (実績)	6年度 (計画)
		① 待機児童数	→維持する	人	0	0	0	0	0
		② 子ども会議決定事項数	↗増加させる	件	44	231	300	336	350
		③							

2. 事業費の推移

単位 〔金額の項目:千円〕		3年度	4年度	令和5年度		令和6年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R5決算比)	
事業費		A	67,626	65,941	114,968	82,493	73,373	-9,120
財源内訳	国、都支出金	B	242,340	221,248	272,324	227,795	217,700	-10,095
	使用料・手数料		111,225	127,692	123,893	122,914	115,960	-6,954
	地方債・その他		881	0	0	0	0	0
	一般財源	C=A-B	-286,820	-282,999	—	-268,216	-260,287	7,929

3. 成果と課題及び今後の方向性

成 果	・学童クラブの待機児童ゼロを維持している。 ・子ども会議を通じて、児童が自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を確保している。
課 題	・子どもスキップ職員の欠員 ・児童数及び学級増に伴う、子どもスキップ施設の狭小化
課題への対応策 及び今後の方向性	・子どもスキップ職員の確保に向けて、様々な媒体で募集するとともに、大学、専門学校、PTAへの働きかけを行い、積極的に採用を進める。また、職員の定着率を向上させるため、DX化を推進するなど、職員の業務負担を軽減させていく。 ・小学校改築のタイミングに合わせて子どもスキップの面積を確保していくとともに、小学校と協議し、特別教室等のタイムシェアリングを行っていく。

令和5年度 子ども会議(利用者会議)開催実績

資料3
(別紙1)

学童クラブ名		実施回数	延べ参加者数	主な内容	決定事項数
1	仰高	4	242	体育館の使い方、ロッカーの使い方	8
2	駒込	3	102	夏休み中の体育館の使い方、遊具の使い方	1
3	巣鴨	2	177	夏休みの過ごし方、おもちゃの使い方	0
4	清和	14	318	作りたいもの、したい遊び、「せいわランド」の打合せ	27
5	西巣鴨	1	74	自分たちにできるSDGsの取り組み、夏休みの過ごし方	2
6	豊成	11	175	「みんなでワクワク ドキドキランド!」の打合せ、学校・子どもスキップからの帰り方のルール確認	21
7	朋有	6	342	スキップのルールやマナー、忘れ物をしないようにするにはどうしたらよいか	22
8	朝日	6	269	校庭の使い方、何をして遊びたいか、夏休みの過ごし方、年末お楽しみ会について	9
9	池袋第一	3	241	スキップアンケート集計結果について、片付け方	11
10	池袋本町	16	340	夏の縁日の反省会、池一との合同プログラムについて、アリーナや校庭で遊ぶ時のマナーとルール	19
11	池袋第三	13	487	夏休みの過ごし方とルールの確認、年末の大掃除の進行・分担について、タブレットの使い方	10
12	池袋	2	60	レゴの使い方、カタキ(ボールを投げあって遊ぶ球技)のルール	3
13	南池袋	5	74	夏祭りについて、スキップまつりの展示内容、スキップで読みたい本	5
14	高南	8	982	欲しい玩具、やってみたいイベント	57
15	目白	5	173	ロッカーや時間の使い方、人の嫌がることは何か	6
16	長崎	3	208	夏休みの過ごし方、欲しい玩具、室内・校庭での遊び方	25
17	要	3	150	リカちゃん人形の使い方・片づけ方	14
18	椎名町	6	178	夏の過ごし方、やってみたいこと、校庭遊具で遊ぶときのルール	16
19	富士見台	5	156	やりたい行事、欲しい玩具、ポケモンカードの使い方	8
20	千早	10	415	スキップや校庭でのルール確認、玩具の使い方、ドッジボールのルール、帰宅の仕方について	42
21	高松	1	66	「たかまつり」の出店について	3
22	さくら	12	606	学年目標を考えよう、おもちゃの部品紛失について、学年目標反省	27
合計		139	5,835		336

施設別学童クラブ利用登録者数等の推移

資料3
(別紙2)

学童クラブ名		定員				登録者数				待機児童数			
年度		3	4	5	6	3	4	5	6	3	4	5	6
1	仰高	104	104	120	130	75	91	109	113	0	0	0	0
2	駒込	140	150	180	180	124	145	159	156	0	0	0	0
3	巣鴨	110	130	150	150	97	110	137	100	0	0	0	0
4	清和	120	132	150	150	111	124	133	117	0	0	0	0
5	西巣鴨	102	110	120	120	91	106	101	86	0	0	0	0
6	豊成	100	120	120	120	91	114	114	102	0	0	0	0
7	朋有	170	199	230	230	150	181	200	159	0	0	0	0
8	朝日	88	88	88	88	70	63	71	70	0	0	0	0
9	池袋第一	100	100	148	148	74	99	118	101	0	0	0	0
10	池袋本町	218	240	240	240	207	219	212	169	0	0	0	0
11	池袋第三	160	180	190	190	150	166	173	145	0	0	0	0
12	池袋	80	100	100	100	76	88	78	54	0	0	0	0
13	南池袋	150	160	180	180	130	153	153	130	0	0	0	0
14	高南	110	148	190	190	97	125	166	133	0	0	0	0
15	目白	170	180	190	190	157	173	171	143	0	0	0	0
16	長崎	128	128	128	128	78	92	100	102	0	0	0	0
17	要	140	150	150	150	128	142	141	125	0	0	0	0
18	椎名町	150	150	150	150	131	132	114	120	0	0	0	0
19	富士見台	110	120	130	130	94	106	112	89	0	0	0	0
20	千早	135	135	135	135	89	88	86	84	0	0	0	0
21	高松	177	177	190	190	158	159	172	161	0	0	0	0
22	さくら	108	108	108	120	100	94	100	105	0	0	0	0
合計		2,870	3,109	3,387	3,409	2,478	2,770	2,920	2,564	0	0	0	0

※各年度4月1日現在

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成 20 年 6 月 10 日
教 育 長 決 定

改正 平成 22 年 6 月 23 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 学校経営経験者 1 人
- (3) 区民 1 人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成 20 年 6 月 10 日
教 育 長 決 定
改正 平成 24 年 6 月 4 日
改正 平成 25 年 6 月 27 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 19 年法律第 97 号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第 3 条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第 4 条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第 5 条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第 6 条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。